

避難情報の発令判断・伝達マニュアル

(洪水編)

令和5年5月
夕張市

《 目 次 》

1. 避難情報の発令対象とする洪水等	2
2. 避難情報の発令対象区域	2
3. 避難情報の発令を判断するための情報	3
4. 河川の水位と発表される水位到達情報	4
5. 避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動	5
6. 避難情報の発令基準	6
7. 避難情報の解除基準	10
8. 協力・助言を求めることのできる機関	10
9. 避難情報の伝達方法	11
10. 避難情報の伝達文	12
巻末資料 阿野呂川洪水浸水想定区域図	14
阿野呂川水位観測所位置図	15
夕張川（清水沢）水位観測所位置図	16
夕張川（紅葉山）水位観測所位置図	17

1. 避難情報の発令対象とする洪水等

〈対象（立退き避難が必要な災害の事象）〉

- (1) 河川が氾濫した場合に、氾濫流が直接家屋の流出をもたらすおそれがある場合や、山間部等の川の流れの速いところで、河岸浸食や氾濫流が家屋流失をもたらすおそれがある場合
- (2) 浸水深が深く、居室が浸水するおそれがある場合や、地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合

〈避難情報の発令対象としない水路・下水道等の条件〉

- (1) 最大浸水深が床下以下である等、浸水によって居室に命の危険を及ぼすようなおそれがないと想定される場合
- (2) 河岸浸食や氾濫流により家屋流失をもたらすおそれがないと想定される場合
- (3) 地下施設・空間について、その利用形態と浸水想定から、居住者・利用者等の生命に危険が及ばないと想定される場合

2. 避難情報の発令対象区域

水防法に基づき公表されている洪水浸水想定区域において、床上浸水以上（浸水深0.5m以上）が見込まれる地域及び観測所を有する河川を避難情報の発令対象区域に設定する。

対象河川	対象地域	備考
阿野呂川	富野	予測浸水深が 5.0mから 10.0m未満予測されている箇所があり、立退き避難を必要とする特に警戒が必要な地域（P. 14 洪水浸水想定区域図参照）
夕張川	南部、清水沢、沼ノ沢、紅葉山、滝ノ上	予測浸水深が 0.5mから 5.0m以上予測されている箇所があり、立退き避難を必要とする特に警戒が必要な地域
その他河川	市内全域	観測所を有しないその他の河川については、水位情報や降雨の状況等の現地の状態に応じて、その都度総合的に判断し、避難の要否を決定する。

【浸水の目安】

浸水深	浸水深の目安
0.5m未満	1階床下浸水
0.5m～3m未満	1階床上浸水
3m以上	2階浸水

3. 避難情報の発令を判断するための情報

項目	提供元	説明	主な提供システム等
大雨注意報	気象庁	大雨により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒レベル2。	《北海道防災ポータル》 https://www.bousai-hokkaido.jp/
大雨警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれのある場合に発表される。 警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨警報（土砂災害）」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。	《気象庁ホームページ》 https://www.jma.go.jp/jma/
大雨特別警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。 警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨特別警報（土砂災害）」「大雨特別警報（浸水害）」「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。	
洪水注意報	気象庁	河川が増水することにより、災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒レベル2。	《北海道防災ポータル》 《気象庁ホームページ》
洪水警報	気象庁	河川が増水することにより、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。	《北海道防災ポータル》 《気象庁ホームページ》
水位到達情報（河川）	国土交通省 北海道	水位周知河川（流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川）について「現況」の洪水危険度が発表される。	《川の防災情報》 https://www.river.go.jp/ 《市町村向け川の防災情報》 https://city.river.go.jp/
水位到達情報（下水道）	北海道 市町村	内水氾濫危険水位への到達情報を通知及び周知する下水道として指定された下水道において、所定の水位に到達した場合、到達情報等が発表される。	《北海道防災ポータル》
流域雨量指数の6時間先までの予測値	気象庁	水位周知河川及びその他河川を対象として、河川毎に、上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。水位周知河川及びその他河川において、警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断に活用できる。	《気象庁ホームページ》
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	気象庁	大雨による浸水害発生の危険度を表す面的分布情報。1km四方の領域（メッシュ）毎に、短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを5段階に判定した結果を表示したもの。	《気象庁ホームページ》
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	気象庁	上流域に降った雨による、水位周知河川及びその他河川の洪水害発生の危険度の高まりを表す面的分布情報。河川流域に降った雨による洪水発生の危険度の高まりを5段階に判定した結果を表示したもの。	《気象庁ホームページ》
今後の雨（解析雨量・降水短時間予報）	気象庁	現時刻までの前1時間雨量の分布および15時間先までの1時間ごとの予測雨量分布を表示したもの。	《気象庁ホームページ》
北海道気象情報	気象庁	警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、管区気象台及び各地方気象台、測候所から適時発表される。	《気象庁ホームページ》

4. 河川の水位と発表される水位到達情報

水位危険度レベル	水位	水位到達情報
レベル5	氾濫の発生	〇〇川氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報 [洪水])
レベル4 (危険)		
レベル3 (警戒)	氾濫危険水位	〇〇川氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報 [洪水])
レベル2 (注意)	避難判断水位	〇〇川氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報 [洪水])
	氾濫注意水位	〇〇川氾濫注意情報 (警戒レベル2相当情報 [洪水])
レベル1	水防団待機水位	

※ それぞれの水位への到達時間が接近している場合など、発表が困難な場合も考えられるため、氾濫注意水位（レベル2水位）、避難判断水位（レベル3水位）への到達情報、氾濫発生情報は必ず発表されるものではない。

〈情報の名称等〉

（1）水位

- ①氾濫注意水位 水防団待機水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべき水位
【レベル2水位】
- ②避難判断水位 警戒レベル3 高齢者等避難の発令の目安、河川の氾濫に関する居住者等への注意喚起となる水位
【レベル3水位】
- ③氾濫危険水位 警戒レベル4 避難指示の発令の目安、居住者等の避難判断、相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位
【レベル4水位】

（2）水位到達情報の発表

- ①氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）
 - ・ 氾濫が発生したとき
- ②氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報[洪水]）
 - ・ 氾濫危険水位に到達したとき
- ③氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報[洪水]）
 - ・ 避難判断水位に到達したとき
- ④氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報[洪水]）
 - ・ 氾濫注意水位に到達したとき

5. 避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

区分	根拠法令	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	災害対策基本法第56条第2項 市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。 2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、急激な水位上昇のおそれがある中小河川沿いや浸水しやすい局地的に低い土地の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示	災害対策基本法第60条第1項 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害対策基本法第60条第3項 市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。	命の危険、直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

6. 避難情報の発令基準

(1) 阿野呂川 水位周知河川（水位観測所：阿野呂川）

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象地区 (浸水想定区域 図を基本とする)
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 阿野呂川水位観測所の水位が避難判断水位である 56.24mに到達した場合 2 阿野呂川水位観測所の水位が氾濫注意水位である 55.58mに到達し、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①阿野呂川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒」（赤）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準（基準Ⅱ）に到達する場合） ②上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3 警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	富野地区
【警戒レベル4】 避難指示	1 阿野呂川水位観測所の水位が氾濫危険水位である 56.48mに到達した場合 2 阿野呂川水位観測所の水位が氾濫注意水位を越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①阿野呂川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険」（紫）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測での予測で洪水警報基準を大きく超過（基準Ⅲに到達）する場合） ②上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準例 1～3 は躊躇なく避難指示を発令する。 ※4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること。	
【警戒レベル5】 緊急安全確保	(災害が切迫) 1 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 2 阿野呂川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合） (災害発生を確認) 3 溢水が発生した場合（消防団等からの報告により把握できた場合）	

【観測所等】

河川名	水位観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
阿野呂川	夕張郡栗山町 (P. 15)	54.71m	55.58m	56.24m	56.48m

参考 【避難所】

富野生活館（収容可能人員：200人）

※但し、P.5の避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動に留意すること。

(2) 夕張川（水位観測所：清水沢）

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象地区
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 夕張川清水沢水位観測所の水位が氾濫注意水位である 165.02mに到達し、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①夕張川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒」（赤）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準（基準Ⅱ）に到達する場合） ②上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	清水沢清陵町、沼ノ沢（1部、3部、川向）、紅葉山（中島・橋見台・市街・高台） 南部（幌南町、新光町、菊水町、青葉町）
【警戒レベル4】 避難指示	1 夕張川清水沢水位観測所の水位が氾濫危険水位である 166.30mに到達した場合 2 夕張川清水沢水位観測所の水位が氾濫注意水位を越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①夕張川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険」（紫）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測での予測で洪水警報基準を大きく超過（基準Ⅲに到達）する場合） ②上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準例1～3は躊躇なく避難指示を発令する ※4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること	※南部地区については、観測所より上流のため、季節や前日までの気象状況、避難に要する時間等を考慮し、巡視等により自ら得た情報を含めて総合的に判断する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	(災害が切迫) 1 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 2 夕張川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合） (災害発生を確認) 3 溢水が発生した場合（消防団等からの報告により把握できた場合）	

【観測所等】

河川名	水位観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
夕張川	清水沢 (P.16)	163.94m	165.02m	---	166.30m

参考 【指定緊急避難場所及び指定避難所・避難所】

清陵町さわやかホール（収容可能人員：158人）、農業研修センター（収容可能人員：272人）、あ・りーさだ（収容可能人員：1,110人）、夕張紅葉園（収容可能人員：421人）、ゆうばり自然体験塾（収容可能人員：292人）、南部コミュニティセンター（収容可能人員：227人）
 ※但し、P.5の避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動に留意すること

(3) 夕張川（水位観測所：紅葉山）

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象地区
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 夕張川紅葉山水位観測所の水位が氾濫注意水位である 132.83mに到達し、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①夕張川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒」（赤）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準（基準Ⅱ）に到達する場合） ②上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 3 上流の夕張川清水沢で高齢者等避難を発令し、夕張川紅葉山においても同様の基準に該当するおそれがある場合	紅葉山（川向）、滝ノ上
【警戒レベル4】 避難指示	1 夕張川紅葉山水位観測所の水位が氾濫危険水位である 134.23mに到達した場合 2 夕張川紅葉山水位観測所の水位が氾濫注意水位を越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①夕張川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険」（紫）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測での予測で洪水警報基準を大きく超過（基準Ⅲに到達）する場合） ②上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 5 上流の夕張川清水沢で避難指示を発令し、夕張川紅葉山においても同様の基準に該当するおそれがある場合 ※夜間・未明であっても、発令基準例1～3は躊躇なく避難指示を発令する ※4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること	
【警戒レベル5】 緊急安全確保	(災害が切迫) 1 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 2 夕張川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合） (災害発生を確認) 3 溢水が発生した場合（消防団等からの報告により把握できた場合）	

【観測所等】

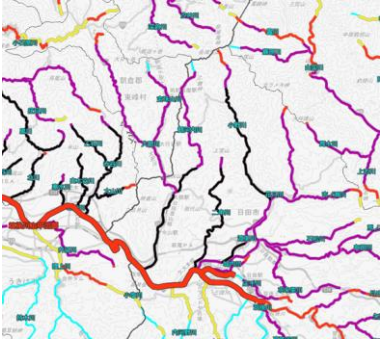
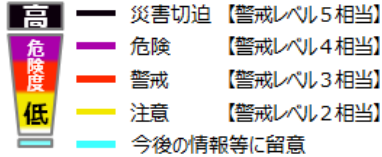
河川名	水位観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
夕張川	紅葉山 (P.17)	131.64m	132.83m	--	134.23m

参考 【指定緊急避難場所及び指定避難所・避難所】

夕張紅葉園（収容可能人員：421人）、滝の上生活館（収容可能人員：358人）

※但し、P.5の避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動に留意すること

(4) 観測所を有しないその他の河川

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象地区
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 2 大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表され、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒」（赤）が出現し、気象レーダー等で今後も大量又は強い降雨が見込まれる場合 3 上流で高齢者等避難を発令し、同様の基準に該当するおそれがある場合	※河川に応じて、対象地区を設定し、現地情報と危険度分布により総合的に判断する。 《洪水警報の危険度分布》 https://www.jma.go.jp/bosai/risk/floodmesh.html
【警戒レベル4】 避難指示	1 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 2 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 3 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険」（紫）が出現した場合 4 上流で避難指示を発令し、同様の基準に該当するおそれがある場合 5 警戒レベル3 高齢者等避難を発令し、今後も急激な水位上昇のおそれがある場合	洪水警報の危険度分布の凡例 
【警戒レベル5】 緊急安全確保	(災害が切迫) 1 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 2 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[洪水]）が出現した場合（災害発生を確認） 3 溢水が発生した場合（消防団等からの報告により把握できた場合）	洪水キキクル (洪水警報の危険度分布) 

参考 【指定緊急避難場所及び指定避難所・避難所】

該当する地域に応じて、ハザードマップに基づき設定する。

※但し、P.5の避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動に留意すること

7. 避難情報の解除基準

《阿野呂川・夕張川》

水位が氾濫危険水位（レベル4水位）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除するものとする。また、浸水が発生した場合の解除については、浸水の拡大が見られず河川の氾濫のおそれがなくなった段階を基本として、解除するものとする。

《その他の河川等》

当該河川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で示される危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合、下水道については降雨がほとんど予想されていない場合、水路等については十分に水位が下がった場合を基本として解除するものとする。

【流域雨量指数の予測値】（令和5年2月7日現在）

河川名	基準Ⅰ （注意報基準）	基準Ⅱ （警報基準）	基準Ⅲ	基準Ⅳ
阿野呂川	12.4	15.5	18.6	20.5
夕張川	33.4	41.8	50.2	55.3
ホロカクルキ川	9.2	11.5	13.8	15.2
志幌加別川	12.6	15.8	19.0	20.9

8. 協力・助言を求めることのできる機関

機関名（連絡先）	助言を求めることができる事項
札幌管区气象台 【電話番号：011-611-0170】	・ 気象警報等に関する事項。
札幌開発建設部 河川整備保全課 【電話番号：011-611-0340】	・ 国管理河川施設に関する事項。 ・ 災害対策用機材等の地域への支援に関する事項。 ・ 保有するリアルタイムの情報に関する事項。
空知総合振興局 札幌建設管理部長沼出張所 【電話番号：0123-88-2346】	・ 道管理河川施設に関する事項。 ・ 保有するリアルタイムの情報に関する事項。
空知総合振興局 地域創生部地域政策課 【電話番号：0126-20-0033】	・ 災害情報及び被害情報に関する事項。 ・ 避難対策に関する事項。

9. 避難情報の伝達方法

避難情報の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段		伝達先
総務課 消防本部	北海道防災情報システムへの入力 (災害情報共有システム(Lアラート) 経由でマスメディアへの情報提供)	TV放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		緊急速報メール	市内に滞在する携帯電話保持者
総務課 消防本部	ホームページ、ツイッター等のSNS		PCユーザー等
総務課	広報車		住民(巡回ルート)
消防本部	消防ポンプ自動車等		住民(巡回ルート)
	電話又はFAX		消防団
保健福祉課 生活福祉課	電話又はFAX		要配慮者利用施設(※)
総務課 保健福祉課 生活福祉課	電話又はFAX		町内会、自主防災組織、避難支援関係者
教育課	電話又はFAX		学校等
消防本部	電話		空知総合振興局 札幌開発建設部 札幌管区気象台 栗山警察署・夕張警察庁舎

※ 要配慮者利用施設に対して、警戒レベル3高齢者等避難の発令を伝達する場合には、施設管理者等は利用者の避難支援を始めるべきであることも併せて伝達する。

10. 避難情報の伝達文

(1) 【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文の例

- 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル3！警戒レベル3！）
- こちらは、夕張市です。
- 〇〇川が増水し氾濫するおそれがあるため、河川沿いで浸水のおそれがある〇〇地区に対し警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。
- 〇〇地区にいる高齢者や障がいのある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
- それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。

(2) 【警戒レベル4】避難指示の伝達文の例

- 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル4！警戒レベル4！）
- こちらは、夕張市です。
- 〇〇川が増水し氾濫するおそれが高まったため、〇〇地区に対し警戒レベル4「避難指示」を発令しました。
- 〇〇地区にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。（※1）

(3) 【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文の例

（河川氾濫が切迫している状況）

- 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル5！警戒レベル5！）
- こちらは、夕張市です。
- 〇〇川が増水し既に氾濫が発生しているおそれがあります！〇〇地区に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。

（河川氾濫を確認した状況）

- 緊急放送！緊急放送！（又は、氾濫発生！氾濫発生！）
- 〇〇川の水位が〇〇付近で氾濫が発生したため、〇〇地区に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。（※2）
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。
（具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。）

※1 警戒レベル5緊急安全確保発令時の避難行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝達しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により夜間・未明に避難指示を発令する場合等においては、このような伝達をすることも考えられる。

※2 災害切迫時に警戒レベル5緊急安全確保を発令していない場合には、災害発生確認時に発令することが考えられる。

他方、災害切迫時に既に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みである場合は、災害発生を確認した場合や、異なる災害種別の災害が切迫した場合（洪水が切迫し発令した後、土砂災害も切迫した場合等）でも、命を守る行動をとるよう既に求めているため、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令することがないよう注意する。また、このような場合においては具体的な災害の状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに注力することが重要であり、

警戒レベル5緊急安全確保を発令済みであることについては、必要に応じて情報提供することで差し支えない。

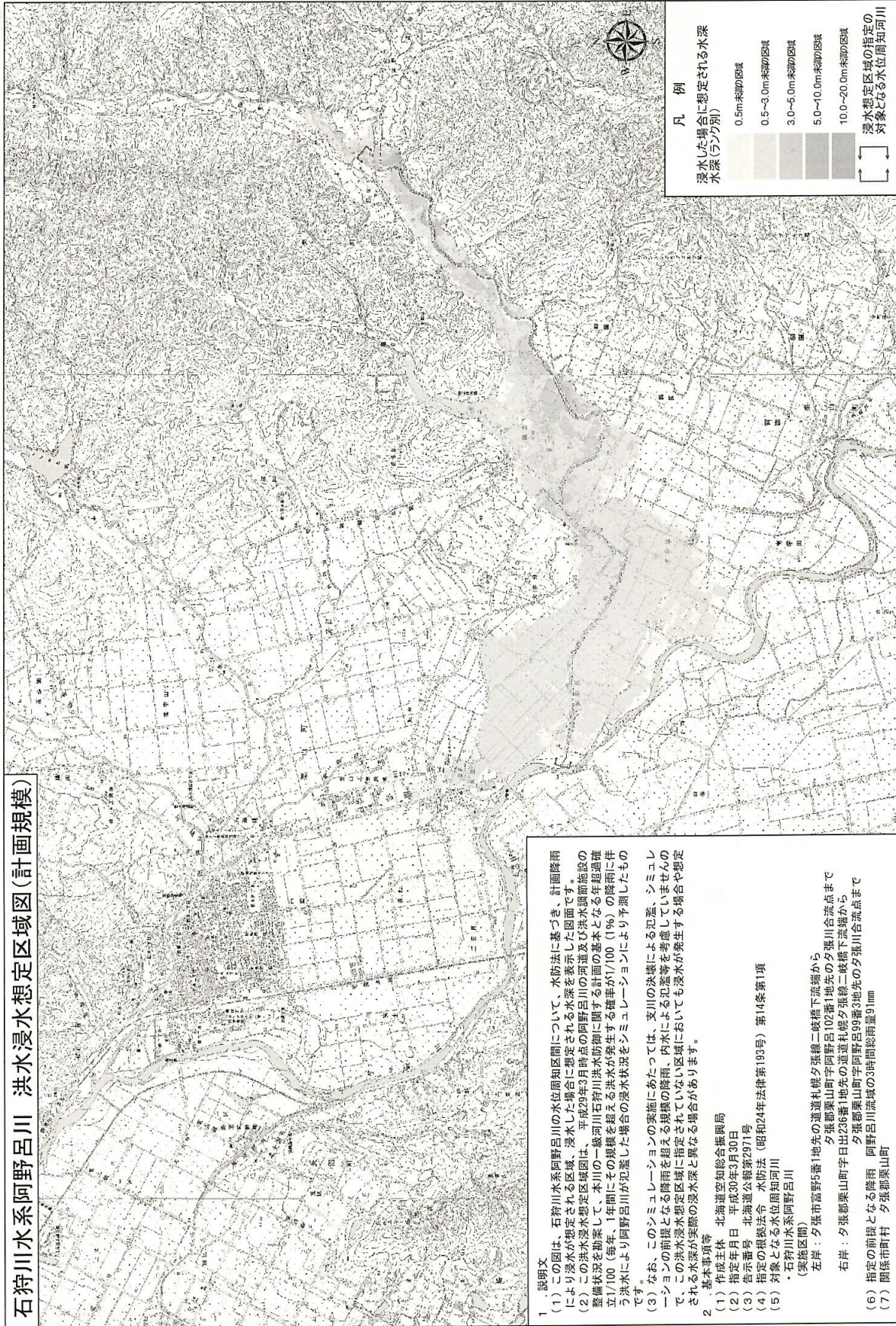
内水氾濫による避難を伝達する場合は、地下空間や低い土地にいる人へ、危険な場所からの避難を呼びかける。

(4) 緊急速報メールの文例（避難指示・北海道防災情報システムを使用した場合）

夕張市：警戒レベル4 避難指示
00/00 00:00
地区：〇〇地区
避難場所：〇〇生活館
理由：〇〇川氾濫のおそれ
備考：〇〇地区にお住まいの方は、速やかに避難所や安全な親戚・知人宅へ避難を開始してください。避難場所への避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所へ移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

阿野呂川 洪水浸水想定区域図

石狩川水系阿野呂川 洪水浸水想定区域図(計画規模)



凡例
 浸水した場合に想定される水深
 水深(ラジカレ)

0.5m未満の区域
0.5~3.0m未満の区域
3.0~5.0m未満の区域
5.0~10.0m未満の区域
10.0~20.0m未満の区域

浸水想定区域の指定の
 対象となる水位周知河川

1. 説明文
- (1) この図は、石狩川水系阿野呂川の水位周知区間について、水防法に基づき、計画降雨により浸水が想定される区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
 - (2) この洪水浸水想定区域図は、平成29年3月時点の阿野呂川の河道及び洪水調節施設の状態を勘案して、本川の一般河川石狩川洪水防衛に関する計画の基本となる年超過確率1/100(毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/100(1%)の降雨に伴う洪水により阿野呂川が氾濫した場合の浸水状況をシミュレーションにより予測したものです。
 - (3) なお、このシミュレーションの案断にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前報となる降雨を超える規模の降雨、内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合があります。
2. 基本事項等
- (1) 作成主体 北海道空知総合振興局
 - (2) 指定年月日 平成30年3月30日
 - (3) 告示番号 北海道公報第2971号
 - (4) 指定の根拠法令 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項
 - (5) 対象となる水位周知河川
 ・石狩川水系阿野呂川
 (実施区間)
 左岸：夕張市雷野5番1地先の道海札幌夕張線二岐橋下流端から
 夕張郡栗山町宇阿野呂102番1地先の夕張川合流点まで
 右岸：夕張郡栗山町宇阿野呂99番3地先の夕張川合流点まで
 - (6) 指定の前報となる降雨 阿野呂川流域の3時間総雨量91mm
 - (7) 関係市町村 夕張郡栗山町

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)及び基礎地図情報を使用した。(承認番号 平29情使、第1173号)

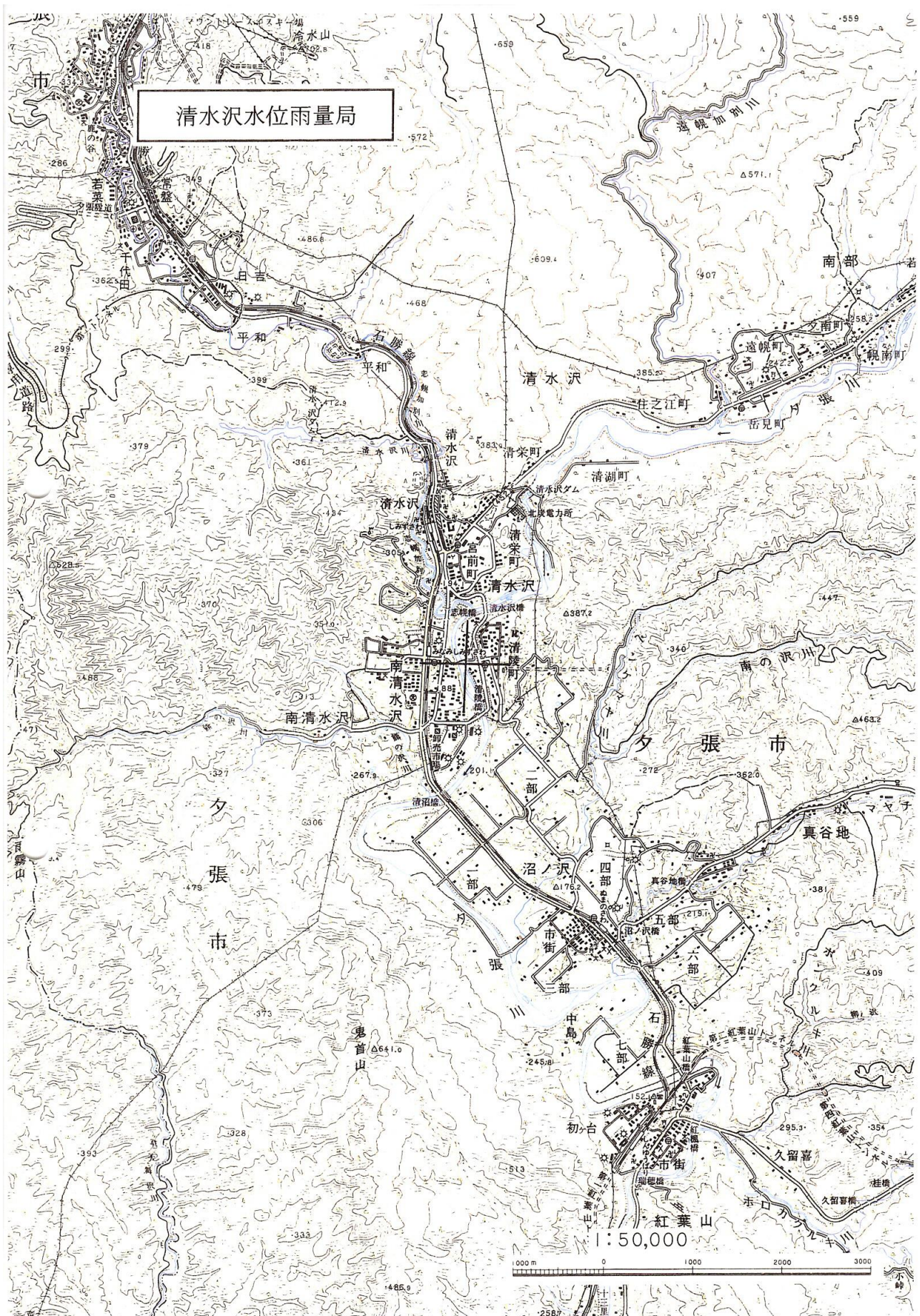
〈阿野呂川水位観測所位置図〉

夕張郡栗山町日出 31-7 地先



〈夕張川清水沢水位観測所位置図〉

夕張市清水沢清陵町 12 地先（清陵通学橋下流左岸）



<夕張川紅葉山水位観測所位置図>

夕張市紅葉山（瑞穂橋下流左岸）

